

第71回日本小児保健協会学術集会 教育講演3

予防接種広域化の好事例

三沢あき子（日本小児保健協会予防接種・感染症委員会）

I. はじめに

市町村が実施主体である定期予防接種においては、個別接種化がすすめられている。被接種者にとっての安心および安全のために、かかりつけ医による接種が大切であり、被接種者が居住する市町村以外の医療機関でも接種を受けることができる広域化が求められている。

今回の久保田らによる予防接種広域化に関する全国都道府県調査後に、予防接種広域化体制の好事例として、京都府方式の仕組みについて調査（取組推進の中心である京都府医師会からの資料提供とヒアリング調査）を行ったので報告する。

II. 京都府方式の概要

京都府においては、京都府医師会が市町村と一括して集合契約する体制を構築し、併せて、費用請求・支払い事務において、市町村および医療機関の事務負担軽減につながる単価統一なしでの京都府国保連合会代行でのシステムにより、居住市町村外のかかりつけ医でも定期接種を円滑に受けることができる府内全域での予防接種広域化体制となっている（図1）。

1 取組経緯（表1）

①京都府医師会による集合契約の導入

2004年、京都府医師会において予防接種広域化対策特別委員会が立ち上げられ、地区医師会の理解および協力のもと、翌年より、京都府医師会が市町村と一括して集合契約する体制が構築された。京都府医師会

が予防接種広域化協力医療機関を募り、医療機関は予防接種ごとに京都府医師会に協力する旨の承諾書を提出するのみで、従来行われていた市町村ごとの依頼書での対応が不要になり、円滑な広域接種体制につながった。

②国保連方式の導入

2009年の新型インフルエンザ発生時、緊急的な措置として、新型インフルエンザワクチン接種の広域化を図るため、請求を京都府国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に一本化するいわゆる「国保連方式」を構築した。

③広域化を定期予防接種へ拡充

その後、定期予防接種での広域化をすすめるため、京都府医師会、京都府、国保連、市町村等の連携および協力により、国保連方式の拡充に向けたシステム改修を京都府が予算化し、2013年に全市町村での新システム稼働が実現した。

2 現状と課題

京都府医師会を中心とした広域化の取組は集合契約と国保連方式の両者により、京都府内全体でシステム化され、多くの医療機関が参画し、住民への本人請求や償還払い等の煩雑な手続きなく、簡便で迅速な広域接種体制となり、住民の利益につながっている。

国保連方式のシステム¹⁾は予防接種単価の統一が必要なく、市町村にとっては請求・支払いの事務負担が軽減され、win-winでの円滑な体制となっている。また、請求方式は市町村直接請求方式と国保連方式の「併用」も認め、地区医師会および市町村の意向に柔軟に

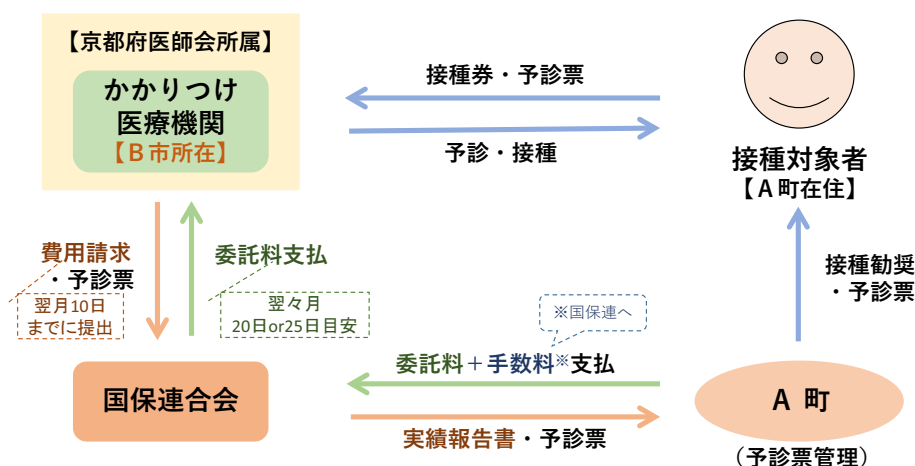


図1 京都府予防接種広域化における接種・請求・支払の流れ

表1 京都府予防接種広域化の取組経緯

①	2004 2005	・京都府医師会が予防接種広域化対策特別委員会設置 ・京都府医師会が各市町村と 集合契約 体制構築
②	2009	・新型インフルエンザワクチン接種広域化のため、 請求を京都府国保連に一本化する 国保連方式 構築
③	2013	・京都府医師会、京都府、府国保連、市町村が連携協力、 府予算によりシステム改修し、 広域化を定期接種へ拡充

対応している。

現時点では、BCG や任意接種（公費助成を実施している市町村もあるムンプスワクチン等）が対象外となっていることが課題としてあげられた。

Ⅲ. 最後 に

2019年からの風しん第5期定期接種および2021年から実施された新型コロナウイルスワクチン接種においては、いずれも、国主導で集合契約および国保連方式を活用した全国規模での広域接種が実施された^{2,3)}。自治体委任による全国知事会（委託側）と医療機関委任による日本医師会（受託側）の集合契約により、個々の市町村と全国の医療機関が個別に契約する場合と比べて、契約数が大幅に抑えられ、住民が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、費用請求・支払い事務を国保連合会が代行することにより、医療機関および市町村の事務負担が軽減され、全国規模での広域化が実施可能となった。

定期予防接種においては、実施主体は市町村であるが、広域化に関しては今回調査対象とした都道府県および都道府県医師会の協力が不可欠であり、今回の全国調査において広域化の取組には地域格差があることが判明した。今後、厚生労働省から、集合契約システ

ムを活用し、請求および支払いを国保連合会が対応する予防接種事務デジタル化の方針が示されている。風しん第5期定期接種や新型コロナウイルスワクチン接種での全国での広域接種の実績や京都府等での定期接種広域化取組好事例などを踏まえ、今後、予防接種事務のデジタル化に併せて、国、都道府県、市町村、医師会等関係機関が連携して、予防接種における広域化の均てん化が進むことを期待する。

文 献

- 1) 京都府国民健康保険団体連合会. “令和6年度広域予防接種について”. https://www.kyoto-kokuhoren.or.jp/medical/013_r6_5.html (参照 2024.12.16)
- 2) 厚生労働省. “昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き(第3版)”. <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000494556.pdf> (参照 2024.12.16)
- 3) 厚生労働省. “新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築について”. <https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000721004.pdf> (参照 2024.12.16)